

松ヶ浦小学校いじめ防止対策基本方針

学校教育目標

自ら考え 判断し 自信をもって行動する 松ヶ浦っ子の育成
～めあてを立てて挑戦 振り返り 粘り強くやり遂げる子～

- PTA・地域との連携
- ・学級PTA, PTA総会
- ・校区公民館運営審議会

【いじめ防止対策委員会】

- 目的
いじめはどの学校にも起こりうる, どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ, 児童の尊厳が守られ, 児童をいじめに向かわせないための未然防止及び早期発見に取り組むと共に, 発生したと思われるときには, 学校組織としてその解決を図る。
- 構成: 校長, 教頭, 生徒指導主任, 教務主任, 養護教諭, SW, 人権擁護委員, その他必要に応じた関係者及び外部専門家

- 関係機関等との連携
- ・市教育委員会
- ・知覧交番
- ・学校評議員
- ・南九州福祉課
- ・教育相談員 他

- 教育活動の重点
- ・指導態勢の確立
- ・全教育活動を通して
- ・人間的な心のふれあいの重視
- ・家庭・地域との連携

【いじめの未然防止】

- 教職員の取組
いじめの態様や特質, 原因等について校内研修や職員会議等で周知を図り, 平素から教職員全体で共通理解を図る。
- 児童の取組
道徳の時間や学級活動, 児童会活動でいじめについて話し合い, 自分たちの問題として考えさせる。
- 保護者の取組
子どもの話をじっくりと聞く時間を設け, いじめの予兆を感じたときは, すぐに担任に連絡する。

- 生徒指導体制
- ・全職員の共通理解
- ・実践
- ・心の教育推進委員会の充実
- 相談体制
- ・家庭訪問
- ・教育相談

- 児童の主体的な活動
- ・ボランティア活動の推進
- ・児童会活動の充実

【いじめの早期発見】

- 教職員の取組
定期的なアンケート調査や教育相談の実施により, いじめの実態把握に取り組むと共に, 児童が日頃からいじめを訴えやすい環境を作っておく。
- 児童の取組
いじめを受けている場合は, 直ちに担任や他の学校職員または保護者に相談する。また, いじめを見かけた児童はそのことを担任や他の教職員に知らせる。
- 保護者の取組
家庭での子どもの言動や体調不良・体への傷等に気づいたときは, 直ちに担任へ連絡を取り, 対応策について相談する。

- 職員研修の重点
- ・SSWとの連携
- ・啓発資料の活用
- ・外部講師の招聘など

【いじめに対する措置】

- 教職員の取組 (危機管理対応)
いじめられた児童に対して, 事実確認を行い, 直ちに家庭訪問をし, 保護者や児童に「先生たちは必ず守り通す」という学校の姿勢を明確に示す。
- 児童の取組
いじめた児童に対して, いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ, 「いじめが人間として絶対許されない行為であること」を分からせる。また, 速やかに組織的に対応し, 被害児童を守り通すとともに, 養育的配慮の下, 毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 保護者の取組
家庭や教育委員会への連絡・相談や, 事案に応じ関係機関との連携を行う。

(別紙様式)

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の構想について

南九州市立松ヶ浦小学校

学 校 組 織 の 構 成 員	職 名 (役 職・職 種 等)	
	校 長	
	教 頭	
	生徒指導主任	
	教 務 主 任	
	養 護 教 諭	
	SSW	
	駐在所員	
	人権擁護員	
26 年 度 の 取 組 予 定	月 日	協 議 (検 討) 内 容 等
	5 月 日	<ul style="list-style-type: none">○ 第1回心の教育推進委員会・「いじめ問題を考える週間」の取組状況の報告及び今後の活動計画の確認・「いじめ防止標語」の選定 (各学年1点)・「学校楽しいーと」の分析と共通実践事項の確認
	10月 日	<ul style="list-style-type: none">○ 第2回心の教育推進委員会・「いじめ問題アンケート」の分析と共通実践事項の確認・「学校楽しいーと」の分析と共通実践事項の確認・「いじめ防止標語」の選定
	2 月 日	<ul style="list-style-type: none">○ 第3回心の教育推進委員会・今年度の取組の反省と次年度の実践事項の共通理解・「いじめ問題アンケート」の分析と共通実践事項の確認・人権標語の選定

* 構成員については、管理職も含め学校の教職員の役職名についてもすべて記入してください。